九　措置法第四十二条の五第一項から第三項まで又は第六項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の五第一項又は第六項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十　平成二十六年旧措置法第四十二条の六第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十一　措置法第四十二条の六第一項から第五項まで又は第七項から第九項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の六第一項から第五項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の六第七項から第九項までの規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第十二号中「（平成二十四年旧措置法」を「（措置法」に改め、同条第十三号中「措置法第四十二条の九第一項」を「平成二十六年旧措置法第四十二条の九第一項」に改め、同条第三十一号を削り、同条第三十号イに次のように加える。

(5)　措置法第四十五条第一項の表の第五号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第三十号を同条第三十一号とし、同条第二十九号を削り、同条第二十八号中「第四十四条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同号を同条第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項（同項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）又は同条第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の規定　次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(2)　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(3)　平成二十六年旧措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　平成二十六年旧措置法第四十五条第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十七号を削り、同条第二十六号を同条第二十八号とし、同条第二十五号を同条第二十七号とし、同条第二十四号中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条第二十三号中「第四十三条の二第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　措置法第四十三条の二第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

第二条第二十一号を削り、同条第二十号中「同項の」を「同項（平成二十六年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　措置法第四十二条の十二の五第一項から第五項まで若しくは第七項又は同項及び同条第八項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十二の五第一項から第五項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十二の五第七項又は同項及び同条第八項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号を削り、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号中「以下この号」を「第四十五号ハ」に、「第四十二条の十第一項から第三項まで」を「第四十二条の十第三項」に、「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（平成二十四年改正法附則第二十三条の規定により読み替えられた措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　措置法第四十二条の十第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　措置法第四十二条の九第一項又は第二項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）